

コーポレート・ガバナンス報告書

2023年10月20日

株式会社マイファーム

代表取締役 西辻 一真

問合せ先： 執行役員管理本部長 荒川 裕紀

電話番号： 075-746-6213

URL： <https://myfarm.co.jp/>

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後の社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ツムラ	30,000	11.1
中村 哲也	30,000	11.1
株式会社マイナビ	19,500	7.2
西辻 一真	18,900	7.0
自然電力株式会社	15,000	5.6
株式会社 welzo	12,000	4.5
有限会社テクノサイエンス	11,700	4.3
谷 則男	10,000	3.7
DCM ホールディングス株式会社	10,000	3.7
株式会社ビショップ	10,000	3.7
SBテクノロジー株式会社	10,000	3.7
カーコンビニ倶楽部株式会社	10,000	3.7

前田工織株式会社	10,000	3.7
草野 直樹	10,000	3.7
東京センチュリー株式会社	10,000	3.7

支配株主名	—
-------	---

親会社名	—
親会社の上場取引所	—

補足説明

—

3. 企業属性

上場予定市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	8月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

—

II. 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社
------	----------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名以内
定款上の取締役の任期	2年以内
取締役会の議長	代表取締役
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している

社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
北村 誠	他の会社の出身者							○	○			
林 久美	他の会社の出身者											

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h. 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k. その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する 補足説明	選任の理由
北村 誠	—	同氏は、当社の主要株主でありかつ取引先である株式会社ツムラの業務執行者（経営企画室長）であります。	上場企業における企業経営の経験や知見が豊富であり、かつ、当社事業にも知見を有していることから社外取締役に選任いたしました。
林 久美	—	—	企業経営に関するアドバイザー及び経営者としての経験や知見が豊富であり、当社経営の透明性確保に資するものと判断し、社外取締役に選任いたしました。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名以内
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

<p>当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。</p> <p>なお、内部監査責任者、監査役及び監査法人は、適宜意見交換・連携を行うことで、効率的な監査を行える体制をとっております。</p>

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	—

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
末松 広行	その他													
本木 賢太郎	弁護士／公認会計士／ 税理士													

※1 会社との関係についての選択項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
末松 広行	—		当社の重要な取引先である農林水産省での長年にわたる職務遂行と企業経営で培った豊富な経験と知見があり、当社業務執行の妥当性及び適法性を客観的に評価是正する機能を強化するものと判断し、社外監査役に選任いたしました。
本木 賢太郎	—		弁護士として企業法務に関する幅広い見識と豊富な経験を有し、かつ、公認会計士として企業財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、社外監査役に選任いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の数	—
--------	---

その他独立役員に関する事項

—

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明

中長期的な業績及び企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的にストックオプション制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,社外取締役,社内監査役,社外監査役,従
-----------------	---------------------------

	業員,その他
--	--------

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていません。
------	-----------------

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が、1億円を超える者が存在しないため、個別報酬の開示は行っておりません。
--

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
---------------------	----

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬につきましては、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、各取締役の報酬については取締役会で職務内容及び当社の状況等を勘案のうえ、決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、随時必要な情報共有に努め、管理部が取締役会付議案件を説明するとともに、重要な業務執行について都度報告を行う等、取締役会開催前に個別に情報共有を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<p>当社は会社法に基づき、株主総会及び取締役会、監査役会を開催しております。また、当社の会社経営における成長に不可欠な店舗の出退店の意思決定やリスクに関する方針などを協議するため、経営会議を開催し、業務の活動状況について情報共有を行うため、スケジュール会議を開催しております。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>当社の取締役会は、5名の取締役(うち社外取締役2名)で構成されております。取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。</p> <p>なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。取締役は、会社の業務執行状況を取締役に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。</p> <p>(2) 監査役会</p> <p>当社の監査役会は、常勤監査役1名、非常勤監査役2名(うち社外監査役2名)で構成されております。</p>
--

す。監査役会は、監査役会規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(3) 内部監査及び監査役監査

当社の内部監査は、内部監査室が主管部署として、監査しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人と定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めることとしております。

(4) 経営会議

当社は、取締役会の付議事項についての事前審議や出退店などの一部の業務執行の意思決定を行うために経営会議を開催しております。経営会議には取締役及び各ユニットや管理本部のユニット長、部長等が出席し、経営に対する牽制機能を果たすべく監査役も出席しております。経営会議は、原則として、取締役開催前に開催されるほか、必要に応じて開催しております。

(5) 会計監査

当社は、監査法人グラヴィタスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 5 項の規定に基づき監査を受けております。なお、当社と監査に従事する監査法人、公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、監査役会制度を採用しており、会社法に基づく機関として、株主総会及び取締役会、監査役会を設置し、監査役監査を軸とした取締役会による業務執行の監督、経営監視体制を構築しております。また、社外取締役 2 名、社外監査役 2 名選任しており、中立的な立場からの見解等を踏まえた経営が行われる体制としております。

当社が、本体制を採用している理由といたしましては、企業価値の継続向上と社会からの信用・信頼を得るため、企業経営に関する豊富な経験や知識をもとに、外部からの客観的かつ中立性を確保した経営監視機能を備えた体制とすべきと考えているためであります。

Ⅲ. 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
実施していない	今後の株主の状況に鑑み、検討してまいります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、決算短信、発行者情報の他、適時開示すべき会社情報を掲載していく予定です。
IR に関する部署(担当者)の設置	管理本部を IR 担当部署としております。

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、お客様、取引先、従業員、債権者などのステークホルダーに対して、適時適切な情報を開示することが上場企業の責務であると考えております。そのため、コーポレートサイト等を利用し、迅速・正確かつ公平に会社情報の開示を行ってまいります。

IV. 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法上の大会社に該当しないため、法令上の内部統制システムの整備に関する取締役会決議を行っていませんが、内部統制システムの構築は重要な課題と認識しており、内部統制全般の整備及び運用の充実を目指しております。現状においても、適切で有効な内部統制機能を確保しているものと考えております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力の排除体制を構築することは必要不可欠なものとして認識しております。当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な方針は「反社会的勢力排除規程」において定めており、主要な社内会議などの機会にその内容の周知徹底を図っております。

また、反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況として、取引先についてインターネット検索や日経テレコンの記事検索を利用した反社チェックを実施しております。

V. その他

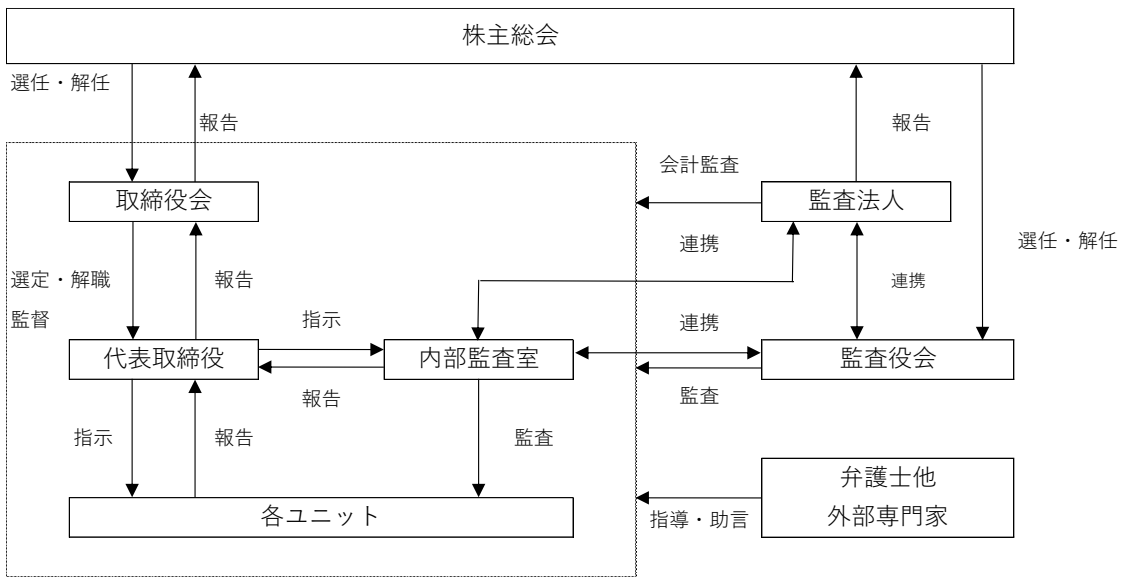
1. 買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし
---------	----

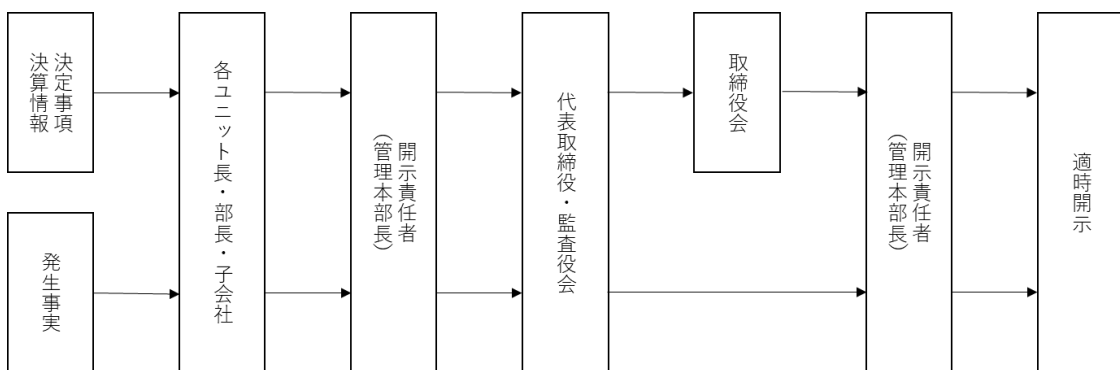
2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要 (模式図)】



以上